

令和 4 年 第 2 回 (定例)  
須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 3 日

令和 4 年 6 月 6 日

令和 4 年 6 月 9 日

議 会 事 務 局

# 目 次

## 第 1 号 ( 6 月 3 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
所 信 表 明	5
町 長 諸 報 告	7
教 育 行 政 報 告	10
議 会 報 告	14
議案第 36 号	15
議案第 37 号	16
議案第 38 号	16
議案第 39 号	17
議案第 40 号	18
議案第 41 号	18
議案第 42 号	20
報告第 1 号	21
散 会	22

## 第 2 号 ( 6 月 6 日 )

議 事 日 程	23
本日の会議に付した事件	23
出 席 議 員	23
議会事務局職員出席者	23
説明のため出席した者	23
開 議 宣 言	25
14 番 議員 今村 桂子	25
6 番 議員 川口 満浩	32
8 番 議員 世利 孝志	39
2 番 議員 男澤 一夫	47

散 会	50
-----	----

第 3 号 ( 6 月 9 日 )

議 事 日 程	51
本日の会議に付した事件	51
出 席 議 員	51
欠 席 議 員	51
議会事務局職員出席者	52
説明のため出席した者	52
開 議 宣 言	53
議案第 36 号	53
議案第 37 号	54
議案第 41 号	55
議案第 42 号	57
委員会の閉会中の継続調査について	57
議員の派遣について	58
閉 会	58

議 事 日 程 (第1号)

令和4年6月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 所信表明
- 日程第 4 町長諸報告
- 日程第 5 教育行政報告
- 日程第 6 議会報告
- 日程第 7 議案第36号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第37号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第38号 須恵町副町長の選任について
- 日程第10 議案第39号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第40号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第41号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第42号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 報告第 1号 令和3年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 所信表明
- 日程第 4 町長諸報告
- 日程第 5 教育行政報告
- 日程第 6 議会報告
- 日程第 7 議案第36号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第37号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第38号 須恵町副町長の選任について
- 日程第10 議案第39号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第40号 須恵町教育委員会委員の任命について

- 日程第12 議案第41号 令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）  
 日程第13 議案第42号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
 日程第14 報告第1号 令和3年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

---

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	百田輝子
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	主任主事	吉開英
----	-----	------	-----

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
税務課長	合屋真由美	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡志	地域振興課長	平山幸治
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田敦
会計管理者	横山剛	健康増進課長	舩本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦
上下水道課事業課長	岩崎勝	上下水道課管理課長	権藤武範

総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
学校教育課参事	松本孝之	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今日からまた定例会が始まるわけでございますけれども、私、農業やっていますけど、佐谷地区、皿山地区においては、水がなくて田植ができない、農業経営者もおられますけども、水は、やっぱり大切にさせていただきたいと思っております。

しかし、須恵町におきましては、飲み水については十分にありますので、安心ですけども、水は大事なものでございますので、皆様の御協力をお願いしたいと思っております。

それでは、開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまから、令和4年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（13番 三上 政義） おはようございます。令和4年第2回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

5月27日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は7件、報告1件、町長諸報告4件、教育行政報告、閉会中の組合議会報告1件でございます。また、申出により、町長より2期目にあたっての所信表明がなされます。ほかに陳情8件の提出があっておりますが、いずれも議員への配付の取扱いとしております。

会期は本日6月3日から9日までの7日間としております。

委員会付託につきましては、予算審査特別委員会1件、総務建設産業委員会1件、文教厚生委員会2件で、議案第38号から議案第40号については、本日提案後、採決を行います。

次に、日程でございますが、本日、当初本会議、6日午前9時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。7日10時から予算審査特別委員会、終了後、各常任委員会を開催いたします。9日午前10時から最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月9日までの7日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月9日までの7日間と決定しました。

---

## 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番議員、6番議員を指名します。

---

## 日程第3. 所信表明

○議長（松山 力弥） 日程第3、所信表明を行います。

町長より、所信表明を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。本日は定例6月議会を招集いたしましたところ、議員全員参加で開催できますことを感謝申し上げます。

併せまして、このたびの須恵町町議会議員補欠選挙におきまして当選されました、百田輝子議員におかれましては、御当選おめでとうございます。

4月12日告示、17日投票日の日程で行われました、須恵町長選挙に2期目への挑戦で立候補しましたところ、ほかに立候補者がなく、因らずも2期目に当選させていただきました。

1期目に掲げさせていただきました、防災・減災対策事業など全ての事業に取り組み、既に完了した事業や継続的に進めている事業などを含めて、議員各位の温かい御支援の下、トータルのには順調に推移しているところでございます。

しかしながら、将来を見据えた収益事業として展開しておりましたS U E N O B A事業においては、一昨年発生した新型コロナウイルスの影響をじかに被り、本体事業として掲げておりましたコンサルティング事業において、許認可等、全て整った段階で営業活動ができない状況となっております。併せまして、須恵町内外の企業の方々にお諮りし、設立していただきました事業協同組合における、外国人技能実習生獲得においても、技能実習生を受入れることができない状況となっております。

この件につきましては、3月議会で御報告申し上げましたとおり、本6月議会全員協議会において御報告申し上げ、今後の方針を決定させていただくつもりでございます。

さて、2期目となり、これから実施したい事業について御説明申し上げます。

安全安心なまちづくりを推進するため、防災・減災対策といたしまして、中部防災センターの早期完成を目指します。本年度に建設予定地の造成並びに水路改良工事を終了させ、来年度に本体工事に着工し、令和5年度末に完成させる予定で、計画を進めてまいります。

安全安心のまちづくりにおいて、町民の方々を物心両面からウィズコロナ、アフターコロナに対応した生活環境の整備に、迅速に対応してまいります。

次に、持続可能な須恵町成長戦略といたしまして、魅力あるまちづくりの一環としまして、



カーボンニュートラル事業に積極的に取り組んでまいります。これは、環境省、経済産業省、総務省などの関係省庁と連絡を密に取りながら、併せて、専門的知識を有する企業の力を、須恵町に注入してもらえ内部環境を整え、経済対策としても視野に入れながら、住んでよかったと言ってもらえるビジョンを策定し、迅速に実行してまいります。

また、私が町長就任時に掲げております、財政基盤の安定化を図るための稼ぐ力についてでございますが、一昨年発生したコロナウイルスによるS U E N O B A事業への影響を判断し、ふるさと納税に注力することを本議会にも説明を申し上げ、この2年間成果を上げてきております。このふるさと納税を強化するためにも、ふるさと応援課を創設し、外部からの専門企業からの出向も見据え、積極的に取り組んでまいります。

補足ですが、このふるさと応援課の業務は、ふるさと納税のさらなる推進と、町長部局が指示するまちづくり事業の計画策定、例を挙げますと、他市町並びに企業を巻き込んだカーボンニュートラル事業の推進や、直接的な企業支援を行う町長部局直轄の部署だと捉えていただくと分かりやすいと思っております。

次に、コミュニティ事業・生涯教育の町づくりに今後も積極的に取り組んでまいります。少子高齢化は避けることができない社会状況の中で、校区コミュニティを核とした地域が、地域の問題を解決していけるシステムづくりを、コミュニティ関係者や各種団体の方々とコンセンサスを図りながら、充実発展させていきたいと考えております。

現在試行しております第三小学校における試行については、今後も継続した上で、成長させながら、地域と打合せし、法人格を視野に入れながら、将来的なまちづくりの一環として成熟させていきたいと考えております。

このコミュニティ事業と併せまして、高齢者が生き生きと参加できるまちづくりを推進してまいります。シニアクラブ会員加入者の増加支援や、シルバー人材センターの支援並びに高齢者人材の把握に努め、社会参加の機会を創出してまいります。

子育て支援、教育の充実については、現在進めております事業を、時代に即応した内容となるよう常に気を配り、安心して子育てができる環境整備に努めてまいります。

そして、最も大切なことは、次世代を担う人材が意欲を持ってまちづくりに参加しやすい環境を整え、意見を言える場所づくりに努め、積極的に行動に移せる機会を創設しなければならないと考えております。

そして、具体的に取り組まなければならない事業としましては、次期ごみ処理施設を、令和9年度末には必ず完成させなければなりません。これは須恵町だけでなし得る事業ではなく、篠栗町、粕屋町とスクラムを組み、さらには宇美町、志免町を巻き込んだ一大事業であり、当町議会の積極的な支援がなければ、なし得ない事業でございます。御支援、御指導、御協力をよろし

くお願いいたします。

さらに、まちづくりにおいて欠かせない事業としまして道路網整備、改善事業へ積極的に取り組んでいきたいと考えております。その取組といたしまして、筑紫野・古賀線須恵中央交差点改良工事を令和6年3月末までに完成させることにより、加速度的に道路改良を推進することによりまして、新たなまちづくりが可能となりますよう努力してまいります。

併せて、下水道事業の早期完成を目指します。

そのほかにも、南幼稚園を本年度建て替えに着手し、認定こども園として、待機児童対策にも取り組んでまいります。

休止しておりました新原地区の（仮称）多目的公園も、来年度から建設に着手してまいりたいと考えております。

学校を含めた公共施設改修事業につきましても、継続的・計画的に進めていきたいと考えております。

財政状況を判断しながらとなりますけれども、アザレアホール並びにオイコスの非常用電源新設事業にも取り組まなければなりません。

以上のような事業に取り組むためには、当町の財政力強化が必要不可欠であり、併せまして、長期的ビジョンに沿ったバランスが取れた事業運営を心がけてまいります。

現在の財政状況を申し上げますと、公会計判断をお願いしている公認会計士の判断では、起債等の借入れや特別会計への支出面で若干の不安はあるものの、現時点では健全に運営されているとの評価を頂いております。

これからも、当町議会に一つ一つ丁寧に御説明申し上げ、御理解と御支援を賜りながら、住んでよかったと言ってもらえるまちづくりに推進してまいりますので、御協力願えますようお願いしまして、私の所信とさせていただきます。

これから4年間よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） これで、町長の所信表明を終わります。

---

#### 日程第4．町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、報告4件ありますので御報告申し上げます。

#### **新型コロナウイルスワクチン4回目接種について**

まず初めに、新型コロナワクチン4回目接種についてでございます。

国は、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目の接種を5月末より開始しました。対象者は、3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方、

18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となっております。

須恵町の4回目の対象者は、60歳以上の方は、3回目の接種率が約90%となっていることから約7,900人、基礎疾患等を有する方は約300人と見込んだ約8,200人を想定しております。

接種券は、60歳以上の方については、3回目接種完了から5か月を目安に順次発送し、それ以外の方については、接種間違いがない確実な方法として、対象者の申請による発行といたしております。

接種は6月より町内医療機関にて順次開始し、集団接種においては、接種対象者が増える7月末から実施する予定でございます。

4回目の接種に対する予算でございますが、接種の前倒しや接種控え等による執行見込額の減により、当初予算内での実施が可能なため、6月の補正はいたしません。しかしながら、今後、対象者の拡大などが行われ、予算不足が見込まれる場合につきましては、提出させていただきますので、その際には御審議よろしくお願いいたします。

1回目、2回目及び3回目の接種を希望される方も、引き続き個別接種にて接種できますので、御検討ください。

今後も、国の方針に柔軟に対応し、ワクチン接種を希望する方への接種を完了させ、安心して暮らせる日常が迎えられるよう、この事業を進めてまいります。

#### **原油価格・物価高騰等総合緊急対策に伴う住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について**

次に、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に伴う住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてでございます。

我が国の経済については、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつあるものの、国民生活や経済への影響は依然として続いている状況でございます。

こうした中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、世界規模で不確実性が高まっており、原油や穀物等の国際価格は高い水準で推移しており、国民、特に非課税世帯等の生活困窮世帯の生活に多大な影響を与えつつあります。

そこで、政府が取りまとめました、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の一環としまして、令和4年度も臨時特別給付金を給付することとなりました。対象は、住民税非課税世帯等で、1世帯当たり10万円の給付となります。給付に当たりましては、迅速に対応できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

#### **子育て世帯生活支援特別給付金について**

次に、子育て世帯生活支援特別給付金についてでございます。

子育て世帯生活支援特別給付金の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯と低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うという観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございます。

支給対象者は、基準日である令和4年4月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯と、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯及び直近で収入が減収した家計急変世帯等が基本とされております。

対象児童数は、ひとり親世帯分が600人、その他世帯分が800人、合計1,400人程度を見込んでおります。

給付額は、対象児童1人につき5万円でございます。

支給方法は、ひとり親及び非課税世帯へは申請不要の振込にて行い、家計急変世帯については申請式でございますので、18歳までの子どもがいらっしゃる家庭に申請案内を送付し、申請していただく方法で支給を行います。

本給付金の実施主体は市町村となっておりますが、ひとり親世帯分の支給は県が行います。また、その費用については、事務費を含めて全額国庫負担となっております。

#### ウクライナ避難民の方々への支援について

最後にウクライナ避難民の方々への支援についてでございます。

今年2月24日から始まった、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対しましては、本町議会において、3月2日に、ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議がなされました。そして、3月3日には、町民を代表して、町長名による、ロシアによるウクライナ侵攻に対する抗議声明を行ったところです。

ロシアの侵略を受けて、日本に入国したウクライナ避難民の方は、5月21日の時点で1,000人に達したそうでございます。日本政府をはじめ、国内の自治体や日本財団等が支援を行っており、福岡県においても、県内市町村が一体となった、福岡県ウクライナ避難民支援連絡調整会議が設置されるなど、福岡県内自治体においても支援の輪が広がってきております。

本町においても、3月14日から、ウクライナ人道危機救援金募金箱を庁舎1階に設置し、日本赤十字社を通じて、ウクライナの皆様に対する人道支援を行っております。

本町は、大規模自治体のような公営住宅等がないため、直接避難民を受け入れる施設はありませんが、国内、県内等における様々な支援体制の情報を収集し、本町で避難民の方々などに個別の相談を受けた場合には、適切な情報提供を行うなど、協力、連帯、そして須恵町できる支援については迅速に行ってまいりたいと考えております。

以上、4件でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項に

つきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

---

## 日程第5. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、教育長の教育行政報告を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 議員の皆様、おはようございます。先日の臨時議会で御挨拶させていただきました猪股でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度の教育行政報告をさせていただきます。

まずは、本会議でお話をさせていただくのは初めてでございますので、私自身の教育行政に対する基本的な考え方、また、大事にしていまいりたいことについて、お話をさせていただいた後に、大きく2点から報告をいたします。1点目は、教育現場におけるコロナ対策の現状について、2点目は、令和4年度の教育施策についてです。どうぞよろしくお願いいたします。

では、最初に、教育行政に対する基本的な考え方についてです。

須恵町がこれまでずっと掲げてきたまちづくりの基本理念は「ひとづくり」です。須恵町の教育大綱の基本方針には、「ひとづくり」の基本は心の教育にあると明確に示されております。そして、この理念を具現化させる基本方針として掲げられておりますのが、ゼロ歳から15歳までをつなぐ一貫した教育の推進と、感動・感謝・共感できる豊かな感性を持った子どもの育成です。大人になったときに、須恵町に生まれ育ってよかった、そう思える子どもたち、また、社会の中で、須恵町で育った人間は心根がしっかりしている、そういう評価してもらえそうな「ひとづくり」を目指し、微力ではございますが、全力を注いでまいります。

これまでも、心の教育の一環として、幼稚園、小学校において、論語教育を実施してまいりました。論語の素読は、道徳教育に効果的であると言われております。コロナ禍で一斉に声を出すことが難しい状況が続いておりましたが、少しずつ新しい日常に戻しながら、活動を再開してまいります。また、今年度は中学校の実践を視野に検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、前任の安河内教育長は、有能な駒から、賢明な指し手の育成というスローガンを掲げ、教育行政を推進してこられました。つまり、目の前の課題に対して様々な情報を自ら集め、その情報から最善の解決策を見つけ出すことができる人材の育成を目指してこられたわけです。私も全く同感であります。

新型コロナウイルスの感染拡大などにも象徴されますように、これからの社会は、先行き不透明な予測困難な時代だと言われております。また、正解がない社会だとも言われております。

このような時代を生き抜くためには、じっと座って指示を待つのではなく、主体的に最善解を求める姿勢が必要です。つまり、教育委員会が示す大きな教育施策に基づき、園長、学校長が、

それぞれの持ち味を生かした特色ある園、学校経営を行うことができこそ、そこで働く教員も生き生きとしてきますし、その姿を通して学ぶ須恵町の子どもたちも自然と輝きを放つこととなります。それこそが、須恵町住民の負託に応えることになると思います。そのために、教育委員会としての最も大切な役割は、園長、校長が思いっきり力を発揮できる環境を整えていくことにあります。

したがいまして、今後も議会の皆様をはじめ、関係機関の御協力と御理解を仰ぎながら、より一層現場目線に立った支援を充実させてまいります。

それでは、1点目、特色ある園、学校経営の阻害要因とも言えます、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた学校の現状について御報告いたします。

昨日6月2日現在、4月6日の始業式以降、新型コロナ陽性判定を受けた幼稚園児は1名、小学校児童は74名、中学校生徒は37名、計112名です。

学校を起因とする感染拡大の報告はなく、その多くが家庭内感染です。学級閉鎖の要件が、昨年度までは学級内に1名であっても、陽性者が報告されれば、そのクラスは5日間の学級閉鎖措置を取ってまいりましたが、小学校の入学式以降、学級閉鎖の新たな要件として、文科省のガイドラインにありますとおり、学級で複数発生した場合に4日間と変更いたしました。

それ以降、学級閉鎖の措置を取ったクラスは、全体の陽性者が110名、112名などに対して、中学校は閉鎖クラスなし、小学校で僅か7クラスにとどまっております。また、幼稚園では陽性者はずっとゼロのままです。

これは何を示すかと申しますと、園や学校内での感染拡大は生じていないということ、つまり、これまでの園、学校での感染対策は十分に機能していると言えます。やむを得ず学級閉鎖措置を取ったクラスについては、タブレットを持ち帰らせ、朝の健康観察、課題の受渡し等を行い、学びを止めないためのICT活用も軌道に乗っております。

ただ、福岡県コロナ警報が解除されたとはいえ、感染については依然高止まり傾向が続いておりますので、気を緩めることなく、今後も対策を取ってまいります。

次に、2点目、本年度の教育施策についてです。

教育施策につきましては、教育委員会が3課に分かれましたので、それぞれの課ごとに主なものを報告させていただきます。

まずは、子育て支援課関係の報告です。3点から報告いたします。

まず1点目、アザレア幼児園、れいんぼ一幼児園につきましては、民営化し、4月から無事にスタートを切ることができました。

公立園は南幼稚園のみとなりましたので、南幼稚園と町内の認可私立園6園の園長先生に集まっていたいただき、年4回の連絡会を実施し、連携を深めてまいります。

2点目は、来年開園予定の第三幼稚園についてです。これにつきましても、現在、南幼稚園に通っている園児への教育の質を担保しながら、ハード面、ソフト面の整備を計画的に行ってまいります。現在入札の準備を進めているところでございます。

3点目は、学童保育所の民間委託についてです。現在、保護者会にて運営していただいておりますが、保護者の負担軽減のため、令和5年度から民間業者への業務委託を予定しております。9月議会で御審議いただけるよう準備を進めてまいります。

次は、学校教育関係です。これも3点から報告いたします。

まず1点目は、開かれた教育課程の視点からです。ここ2年ほど、コロナ禍の中で、様々な行事が縮小、または中止となり、学校での子どもたちの様子が見えない、という言葉がたくさん聞きました。そこで、今年度は3年ぶりになりますが、教育現場の状況を、議会の皆様や地域の方々に見える化する報告会を実施していきます。

昨年度までは、ICT環境等のソフト面の充実を図り、コロナ禍の中で工夫しながら教育活動を行ってまいりました。今年は、コロナの中でどのように新しい学校の日常をつくり出していくかということが、問われる年だと言えます。

先日も、昼食を挟まない新しい形の体育会、運動会を実施いたしました。各校とも学校規模、校舎の立地条件が違いますので、一律にはいきませんが、それぞれに学校長のリーダーシップの下、工夫を凝らしたプログラムが実施されました。

しかしながら、まだまだ来賓の方々や地域の方々への御案内はできておりません。そこで、今年度は、議会の皆様や地域の方々へ、園や学校の状況をお伝えする報告会を、6月と2月に2回実施いたします。6月は本年度の重点目標について、そして2月はその結果について、各園、学校の様子が分かるように発表の場を設定いたしますので、ぜひ御参加いただき、応援していただきますようお願いいたします。

また、途中の進捗状況につきましては、11月の第2土曜日に設定しております、須恵町教育の日に、豊かな心の育成の中心となります道徳の授業を全ての学校で公開いたしますので、ぜひ御参観ください。

2点目は、生徒指導の充実の中でも、大きな課題がある不登校児童生徒を生まない取組です。小学校の新規不登校出現率は、全国が1,000人当たり0.61人であるのに対して、須恵町の小学校は0.41人です。

中学校は、全国が1,000人当たり1.88人に対して、須恵町の中学校は1.94人です。この数字をいかに抑えていくかが課題ですが、須恵町の適応指導教室であります、やまももルームが、昨年度までに教育支援センターとして体制づくりが出来上がりましたので、ここでの相談機能等も充実させ、学校と協力体制を取ることで、新たな不登校を生まない環境づくりに

努めてまいりたいと思っております。

3点目は、特別支援教育の充実に係る大きな課題であります、特別支援学級の増加についてです。現在、須恵町では、小中学校合わせて、特別支援学級が49クラス設置されており、280名の児童生徒が在籍しております。これは、全国平均が平成29年の統計で2.4%に対して、本町は9.14%と約4倍となっております。

子どもにとって、教育支援委員会の判定が、果たして正しい判定になっているのか、教員の指導一つで改善できる子どもたちなのではないか、つまり教員側の指導に問題があるのか、本当に子どもが抱えている問題なのか、ということを経査していかなければならないと考えております。

教員不足、教室が足りない等の問題も含めて、教育支援委員会の在り方を抜本的に見直してまいります。

最後に、社会教育課関係です。3点から御報告いたします。

1点目は施設整備についてです。議会の御協力を得て、社会教育・体育施設の整備については、計画的に工事を進めることができっております。

具体的には、アザレアホールの経年劣化に伴います、屋外防水改修工事と舞台つり物改修工事、また、平成30年度から計画的に実施してまいりましたLED取替え工事を行い、施設利用者の利便性と安全性を図ってまいります。

以上の件につきましては、年内の完了を目指しております。

2点目は住民サービスの向上です。年々複雑になっております窓口業務につきまして、利用者の立場に立った対応を心がけ、本年度中に課題を抽出し、効率的かつ円滑な貸館業務運営を検証してまいります。

3点目は社会教育・スポーツ推進です。須恵町では、基本理念に、教育を基盤に据えた「ひとづくり」と、スポーツによる共生社会の形成を掲げ、生涯スポーツ社会の実現を目指して取り組んでおります。策定から5年が経過した、須恵町スポーツ推進計画の中間検証を行い、後期計画に必要な施策を講じてまいります。

本町が掲げる基本理念の実現を目指し、ウィズコロナ時代の事業の開催につきまして、まなびの在り方も含め、事業を止めずに、コロナと共存していく社会に対応すべく企画・運営を目指してまいります。

なお、令和3年度の須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び報告書並びに令和4年度の園・小中学校教育の重点施策につきましては、Side Booksの全体共有ツリーの行政計画の中に入れておりますので、後ほど御覧くださいますようお願いいたします。

以上、これまで須恵町が大事にしてきた、心の教育を継承しながら、ポストコロナに向けた新



しい教育行政の実現に向けて取り組んでまいります。今後とも、議員各位の御理解と御支援をお願いしまして、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより、教育長の教育行政報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

---

## 日程第6. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第6、これより議会報告に入ります。

閉会中に、粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。令和4年5月23日月曜日に行われました、令和4年第2回粕屋南部消防組合議会臨時会について御報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第6号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、粕屋南部消防組合第6次消防力整備計画に基づき、消防力の充実強化を図る目的に議会の議決を得るもので、消防吏員を187人から202人に改めることに、全員賛成で可決しました。

議案第7号粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員に係る、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置が改正されたことに伴い、現行条例の改正について議会の議決を得るもので、全員賛成で可決しました。

議案第8号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第5号）の改正に伴い、第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改正するために議会の議決を得るもので、全員賛成で可決しました。

議案第9号財産を取得するため議会の承認を得るもので、契約の目的、化学消防ポンプ自動車Ⅱ型購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、6,303万円、契約先、株式会社福岡トーチとなっており、全員賛成で可決しました。

議案第10号財産を取得するため議会の承認を得るもので、契約の目的、高規格救急自動車購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、3,267万円、契約先、福岡トヨタ自動車株式会社となっており、全員賛成で可決しました。

議案第11号財産を取得するため議会の承認を得るもので、契約の目的、救急連絡車購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、674万7,400円、契約先、株式会社福岡トーハツとなっており、全員賛成で可決しました。

以上をもちまして、令和4年第2回粕屋南部消防組合議会臨時会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第38号から議案第40号については、議会運営委員会の報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

---

#### 日程第7. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、職員の育児休業等の一部を改正する人事院規則が、令和4年2月17日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

2ページをお願いします。

内容ですが、非常勤職員につきましては、これまで育児休業及び部分休業を取得するためには、1年以上の在職期間が必要でしたが、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初から取得ができることとするものでございます。

また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等に講ずるため、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認と勤務環境の整備規定を追加するものでございます。この条例は公布の日から施行することとしております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第8. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第37号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第37号財産の取得についてでございます。財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、遠隔授業対応大型提示装置55台。取得の方法、指名競争入札。取得価格、2,090万円。契約の相手方、大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15、ジェイズ・コミュニケーション株式会社西日本ビジネスユニット、西日本ビジネスユニット長、上村達也。

提案理由として、大型提示装置を各小中学校の普通学級全てに整備することで、加速化するICT教育への対応に加え、ホーム面での効果的な活用を促進するため提案するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第9. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第38号須恵町副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第38号須恵町副町長の選任についてでございます。

須恵町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町上須恵742番地の1。氏名、稲永修司。生年月日、昭和30年6月7日66歳、任期につきましては、令和4年6月8日から令和8年6月7日まででございます。

提案理由につきましては、現任の稲永修司氏が6月7日任期満了となりますため、継続してやっていただきたいという思いで、今回提案させていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより裁決に入ります。議案第38号について、採決に入ります。本件に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第38号須恵町副町長の選任については、同意することに決定しました。

---

#### 日程第10. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第39号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第39号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記のものを選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めます。

住所、須恵町大字新原268番地、氏名、荻 雅晴、生年月日、昭和29年4月21日67歳。任期につきましては、令和4年8月の1日から令和7年4月の31日まででございます。

提案理由につきましては、須恵町固定資産評価審査委員会委員、荻 雅晴氏が令和4年4月31日をもって満了のため、再任を今回申請するものでございます。よろしくお取り計らいください。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。議案第39号について採決に入ります。本件に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第39号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

---

#### 日程第11. 議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第40号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第40号須恵町教育委員会委員の任命についてでございます。

須恵町教育委員会委員に下記のを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字佐谷1354番地の2、氏名、長澤貢多、生年月日、昭和43年3月25日。任期につきましては、令和4年7月1日から令和8年6月31日まででございます。

提案理由につきましては、今回提案しております長澤貢多氏が6月30日で任期満了となるため、再任をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。議案第40号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第40号須恵町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

#### 日程第12. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第41号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第41号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,331万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億2,331万3,000円とする。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず、歳入の主なものからでございます。

13款1項使用料は、れいんぼ一幼稚園、アザレア幼稚園の使用料960万円。

14款2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金事務費及び事業費国庫補助金、保育士等処遇改善臨時特例事業費国庫補助金、非課税世帯等臨時特別給付金事務費及び事業費国庫補助金、社会資本整備総合交付金などで1億7,099万3,000円。

21款1項町債は道路改良事業債、文化会館屋上防水改修事業債で460万円の増額補正です。次に3ページ、歳出の主なものでございます。

2款1項総務管理費は、フルタイム会計年度任用職員の人件費、オープンイノベーション戦略推進事業、庁舎内トイレ洋式化事業など1,190万円。

3款1項社会福祉費は、非課税世帯等臨時特別給付金事業で1億810万円、2項児童福祉費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金などで5,612万6,000円。

8款2項道路橋梁費は、道路維持管理事業で490万円。

9款1項消防費は、消防団活動事業、消防施設維持管理事業、新型コロナウイルス対策事業403万8,000円を増額補正しております。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正で2件の限度額の変更がございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第41号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号を予算審査特別委員会に付託します。なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

---

### 日程第13. 議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第42号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第42号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億372万5,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしていきます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項県補助金72万5,000円の増額補正は、特別調整交付金の追加でございます。

次に歳出です。3ページをお願いいたします。

2款6項傷病手当金72万5,000円は、歳入の特別調整交付金と同額の増額補正で、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の補正でございます。

以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第42号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 報告第1号

○議長（松山 力弥） 日程第14、報告第1号令和3年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは1ページをお願いいたします。

報告第1号令和3年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり本議会に報告するものでございます。

次のページの計算書をお願いします。

令和3年度補正予算で承認いただいているものでございます。

2款3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事務転出転入手続きワンストップ化対応システム改修業務、翌年度繰越額451万円、財源として社会保障税番号制度システム整備国庫補助金282万6,000円、一般財源を168万4,000円。

3款1項社会福祉費、非課税世帯等臨時特別給付金事業、翌年度繰越額7,822万3,139円、財源として非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費及び事業費国庫補助金7,822万3,139円、2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業、翌年度繰越額540万6,000円。財源は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費及び事業費国庫補助金540万6,000円。

同じく児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を単独でございます。翌年度繰越額100万2,000円。財源は、一般財源で100万2,000円です。

翌年度繰越額の総額8,914万1,139円を令和4年度に繰越すものでございます。

以上、報告でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。



---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月6日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時0分散会

---

令和4年 第1回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和4年6月6日(月曜日)

議 事 日 程 (第2号)

令和4年6月6日 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (14名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	百 田 輝 子
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 志	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治

福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	健康増進課長	舩本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤武範
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
学校教育課参事	松本孝之	監査委員	吉松辰美

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。昨日は農業者にとってもすばらしい恵みの雨が降って、私もやっと、今日帰って田植えができるとうれしく思っております。今日は久々に一般質問に傍聴者がたくさん来ていただいてありがとうございます。議会にこれだけ興味を持ってもらえるということは非常にうれしいことでもあります。どうか最後まで御協力、静かにお願いしたいと思います。

それでは、これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。一般質問は議員申合せにより、質問時間は答弁を含め1時間以内、質問回数は3回までになっております。

順番に発言を認めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番、今村桂子です。

平松町長におかれましては、再選され2か月が経過いたしました。当初本会議の所信表明において、今期の町長の抱負をお聞きしました。所信表明には質問ができませんでしたので、今後10年のかじ取りについて質問をさせていただきます。

今年度は中部防災センターの建設、南幼稚園の建て替えて幼稚園としての建設が始まろうとしています。来年度は新原の多目的公園整備、令和9年度までには清掃施設クリーンパークの建て替え、老朽化した建物の耐震や補修工事などが想定されています。また、アザレアホールやオイコスの非常用電源の新設にも言及をされていました。コロナの影響で、今年度当初予算が116億4,000万円となり、2年連続で100億円を超えました。今後の建設予定、事業などについて、また、20年、30年後を見据えた今後10年の財政運営についてお答えください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。珍しく質問が短かったから、ちょっと慌てました。今、質問いただいたのですけれども、私が言ったことをそのまま言ってあるから、その中身が、恐らく答えなんだろうなと思います。ただ、本日、シニアクラブの会員さんとか、多くの方がお見えになっていますので、失礼ですけれども、復唱になるかもしれませんが、所信表明の一部を分かりやすく、傍聴者の方々に分かるように御説明したいと思いますので、それを答弁に代えさせていただけたらと思っております。途中は省きます。

さて、2期目となりますこれから実施したい事業について御説明申し上げます。安全安心のまちづくりを推進するために、防災減災対策といたしまして、中部防災センターの早期完成を目指します。本年度に建設予定地の造成、水路改良工事を終了させ、来年度に本体工事に着工し、令

和5年度末に完成させる計画で進めてまいります。

安全安心のまちづくりにおいて、町民の方々を物心両面からウィズコロナ、アフターコロナに対応した生活環境の整備に迅速に対応してまいります。

次に、持続可能な須恵町成長戦略としまして、魅力あるまちづくりの一環としまして、カーボンニュートラル事業に積極的に取り組みます。これは環境省、経済産業省、総務省などの関係省庁と連絡を密に取りながら、併せて専門的知識を有する企業の力を須恵町に注入してもらえる内部環境を整え、経済対策としても視野に入れながら、住んでよかったと言ってもらえるビジョンを策定し、迅速に実行してまいります。

また、私が町長就任時に掲げております財政基盤の安定化を図るための稼ぐ力についてでございますけれども、一昨年発生したコロナウイルスによるS U E N O B A事業への影響を判断し、ふるさと納税に注力することを本会議でも説明申し上げ、この2年間、成果を上げてきております。このふるさと納税を強化するためにも、ふるさと応援課を創設し、外部の専門企業からの出向も見据え、積極的に取り組んでまいります。補足ですが、このふるさと応援課の業務は、ふるさと納税のさらなる推進と町長部局が指示するまちづくり事業の計画策定、例を挙げますと、他市町並びに企業を巻き込んだカーボンニュートラル事業の推進や直接的な企業支援を行う町長部局直轄の部署だと捉えていただければ分かりやすいかと思えます。

次に、コミュニティ事業、生涯教育のまちづくりにも今後も積極的に取り組んでまいります。少子高齢化は避けることができない社会状況の中で、校区コミュニティを核とした地域が地域の問題を解決していけるシステムづくりをコミュニティ関係者や関係団体の方々とコンセンサスを図りながら充実させていきます。これは当初本会議のときにも申し上げましたけれども、現在、第3小学校区で行っているモデル地区事業をさらに推進し、正式な法人格を取っていただいて、行政と対等な立場で地域の問題を解決していただく。そこに雇用が生まれたりとか、地域に出ていく姿、そういったものが出てくるのではないかと考えて、今後も推進してまいりたいと思えます。

このコミュニティ事業と併せまして、高齢者が生き生きと参加できるまちづくりを推進してまいります。シニアクラブ会員加入者の増加支援やシルバー人材センターの支援や高齢者人材の把握に努め、社会参加の機会を創出してまいります。

子育て支援、教育の充実については、現在進めております事業を時代に即応した内容となるよう、常に気を配り、安心して子育てができる環境整備に努めてまいります。そして、大切なことは、次世代を担う人材が意欲を持ってまちづくりに参加しやすい環境を整え、意見を言える場所づくりに努め、積極的に行動に移せる機会を創出しなければならないと考えております。

そして、具体的に取り組まなければならない事業としては、先ほど議員が説明なさった中身と

かぶりますけれども、次期ごみ処理施設を令和9年度末には必ず完成させなければなりません。これは単町でなし得る事業ではなく、篠栗町、粕屋町とスクラムを組み、さらには宇美町、志免町を巻き込んだ一大事業であり、当町議会の積極的な支援がなければなし得ない事業であります。御支援と御協力をお願い申し上げます。

併せて、耐用年数を超えております、し尿処理施設洒水園も粕屋町、篠栗町はもちろんのこと、志免町、宇美町を加えた広域組合による運営へと取り組んでまいります。

さらに、まちづくりにおいて欠かせない事業といたしましては、道路網の整備、改良事業への取組といたしまして、筑紫野・古賀線須恵中央交差点改良工事を令和6年3月までに完成させることにより、加速度的に道路改良を推進することによりまして、新たなまちづくりが可能となりますよう努力してまいります。併せて、下水道の早期完成を目指します。

そのほかにも、先ほど申された南幼稚園を本年度建て替えに着手し、認定こども園として待機児童対策に取り組んでまいります。

休止していた新原の多目的公園、これは仮称でございますが、来年度から建設にも着手してまいりたいと考えております。

学校を含めた公共施設改修事業につきましても、継続的、計画的に進めてまいります。財政状況を判断しながらとなりますけれども、アザレアホール、オイコスの非常用電源、あるいは東中学校、須恵中学校体育館武道場の非常用電源等、今後視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような事業に取り組むためには、当町の財政力強化が必要不可欠であり、併せまして長期ビジョンに沿ったバランスの取れた事業運営を心がけてまいります。

現在の財政状況を申し上げますと、公会計判断をお願いしております公認会計士の判断では、起債等の借入れや特別会計の支出面で若干の不安はあるものの、現時点では健全に運営されているとの評価をいただいております。

さきにも触れましたけれども、私が町長に就任したときに申し上げました歴代の町長様、そして先人たちの思いを継ぎ、次の世代へ希望ある須恵町を渡していくことが私の使命だと思っております。今の世の中、どんなことが起きるか予想しづらい状況の中でも、臨機応変に、柔軟に対応していくことをお約束し、私の答弁といたします。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、様々な事業の計画、予定されておりますことを分かりやすく、また項目別にお話をいただきまして、大変よく理解はできました。

その中の建設予定の中で、あおば会館は出ませんでした。老朽化している上に耐震基準も満たされていないということで、あおば会館に関してはどのようにされる予定でございましょうか。

これが1つです。

それから、国保とか後期高齢者医療費もますます増大をしてきておるところでございます。高齢者も増加しておりますが、健康づくりなどは長いスパンの取組が必要です。関連ですが、医療費削減の取組、対策についてお聞きいたします。これが2問目です。先ほどコミュニティ事業、シルバー人材支援、それからシニアクラブ会員増加というお話をされましたが、それを含めての話だろうと思いますので、2問目はそれをお願いします。

それから、令和9年度までに新しいごみ処理施設が不可欠ということで、ごみ処理施設建設について、町の財政負担の影響についてお答えください。

関連ですが、どのようなごみ処理施設を造るのかを検討中だと思いますが、神奈川県相模原市のごみ処理施設が今、話題を呼んでおります。流動床式ガス化溶融炉ということで、回収した一般ごみや粗大ごみの一部を570度に熱した砂で蒸し焼きにする仕組みを取り入れておられまして、一般ごみとして捨てられた電子機器などに含まれる金とか銀を炉の底に沈滞した比重の重い砂、約2トンの中から回収ができるということで、電子機器などは分別収集されているので、実際に一般ごみからどの程度の金・銀が取れるのかを2019年から2年間かけて調査を実施して、昨年度は焼却ごみから1年で金が15.4キロ、銀が15.8キロを回収して、およそ1億3,000万円分を取り出したそうです。その売却益から費用を差し引いた結果、令和3年度は3,700万円が収入となり、SDGsの未来都市として、ごみの減量化、資源化に取り組んでおられます。そこで質問ですが、流動床式ガス化溶融炉の導入についての検討は行われたのでしょうか。そのやり方について、町長はどのように思われているのでしょうかということをよくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 今のクリーンパークの内容については分かっていますか。分かるところだけで結構でございます。平松町長。

○町長（平松 秀一） あおば会館につきましては、以前、何かの一般質問でお答えしたかと思いますが、確かにこれは私の課題でもありまして、やりたいなと思っています。なぜふるさと納税に注力しているのかというのは、一つは、このあおば会館があるんです。現在の須恵町、特に糟屋地区というのは都市圏に所属しておられまして、このコロナ禍でも非常に財政状況がよい。9月議会で正式にはお答えしますが、結果的に令和3年度は基金に手をつけていないのです。そういった状況の中で町の運営をやっている。ただ、このあおば会館というのは、アスベストを封じ込めているのです。除去せずに封じ込めている。だから、今、環境基準が厳しくなっていて、これを解体して建て直すとする、通常の1.5倍以上かかるのではないかなと思っています。ふるさと納税をやるときの一つの理念として、教育のためのまちづくり、皆さんが喜んでもらえるエリアをつくり上げていくということ中に、このあおば会館構想を含んでいる。そのた

めに、今現在、せっせとふるさと納税に注力して、お金を貯めている。そういったことで、ふるさと納税に協力していただいた方々にも御理解をいただきたいなと思うことで考えている。

健康づくりについては、これは須恵町は昭和54年に健康課をつくって、脈々と今現在も食生活改善推進協議会に活躍してもらっております。この辺りが、なかなか新しい会員さんが入らないとか、食に対する目の向け方というのが、町民の方々がもう慣れていらっしゃる。須恵町はスペシャルだったのがスタンダードになっている。だから、もう一度、健康づくりについては、私自身、初心に戻って、当時に戻って、医療体制というよりも健康づくりの面に、次の4年間の間に健康増進課のほうに命令をやって、シフトしていきたいなと思います。若い人たちが食改の教室に入っていて、この方々が推進していきやすいような体制づくり、そこにも財政投資をある程度やらんといかんかなとは思っておりますので、そういうのに取り組んでまいろうかなと。

それと、ごみ処理施設については、今現在、議員各位のほうから代表を出していただいて、議長さんも入っていただいて、どういった形でやっていくか。やっとな今の段階で篠栗町のほうも監視委員会とか、そういったところの承諾をいただいて、造って構わないよということで、今現在、造成工事とか、そういったものの準備に入っている。どういった施設を造るのかというのは、3町の議会、あるいは将来的には宇美町、志免町さんも入ってこられると思いますけれども、皆さんの同意を得た上でという形になりますけれども、ごみ処理施設の方法については、まだその議会でも決まっておられません。こちらが想定しているものはありますけれども、その分については、まだ発表できないという状況でございますので、御理解いただきたいかなと思います。

先ほど資源ごみの回収のことをおっしゃっていましたが、今でもやっています。そのために外部の企業を入れて、ごみの分別収集をやった上で、ストーカ方式、RDFとか、いろんなことをやっていますけれども、その中で、確か2,000万円程度については改修をやっているということです。これが熔融炉にしても、ストーカ方式にしても、やる段階では、環境基準でそれをやりなさいとなっておりますので、その中で資源ごみというのはきちんとSDGsで、貴金属とか、いろんなものについては回収をやって再利用するという形になっております。

ごみ処理施設については、実はこれはデリケートな問題を抱えておまして、粕屋町と篠栗町と須恵町だけでやるのではなくて、財政規模の問題もありますから、志免町と宇美町を巻き込みながら、この5年間でやらなければなりません。今現在、非常にデリケートな状態で、その情報については、まだ宇美町と志免町さんとお話をやっていないのです。だから、今ここで発表して新聞に載ると、篠栗町の三浦会長のほうからお叱りを受けますので、すみませんがよろしく願いします。

○議員（14番 今村 桂子） 財政に与える影響は。

○町長（平松 秀一） 今言ったように、3町でやると3分の1。なぜ5町にしているか。どう考



えても、これから人口が減っていくんです。その中で、ごみもいろんな分別収集とかをやるから、可燃ごみの量が減ると、これは環境省の基準に合いません。ですから、ごみが少なくなっているだけではなくて、ある程度のごみがないと、今度、ごみ処理場というのは許可が下りないんです。ですから、志免町と宇美町を巻き込んでやっていく。その段階で3分の1を5分の1の財政負担で、要するに工事を始める段階あるいは出来上がるちょっと前に宇美町と志免町さんに入ってきていただいて、3分の1を5分の1にしていく。ある程度の中身については、どの程度の内容になるかは分かりませんが、ほとんどが財政バランスを見た上で、あらゆる借入金を使いながら、未来にもものすごい負担が残らないような方法をクリーンパークわかすぎを造ったときと同じ手法で、皆さんのごみ問題について答えていきたいなと思っています。細かい数字については、まだ出ておりません。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 分かりやすく説明をいただきありがとうございます。

教育のまちづくりを推進していく上で、ふるさと納税を活用して、あおば会館は検討していくということで了解いたしました。あと、健康づくりについても、医療費削減につながっていくような食改、若い人たちに声をかけたりということは今後も続けていっていただいて、その結果が医療費削減につながっていくという考え方を取っていただけるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ごみ処理施設についても検討中ということでございまして、方式についても、今までは溶融炉とストーカ方式、2つを検討されていたと思うのですが、今、新しい技術がどんどん進んできておりまして、様々なものが出てきているようでございます。この流動床式ガス化溶融炉というのも検討の一つに加えていただければいいかなと思ひますので、その件も検討の一助としてお願ひをしたいと思ひております。

それから、先ほど、し尿施設の老朽化も進んでいるということをお聞かせましたが、建て替えられるのか、どこか別のところに移転をされる予定をお聞かせしているのか、その辺をお聞かせしたいというのと、それから、ふるさと納税強化ということをお聞かせされておりました、所信表明のときに専門的な知識を取るために外部からの執行を予定していききたいというようなことをお聞かせされておりましたが、具体的にそういう話が進んでいるのか、どのようなことを考えていらっしゃるのかということをお聞かせください。

それから、現在の財政状況について、公認会計士のほうが起債の借入れ、特別会計の支出など、若干の不安はあるものの健全に運営されていると評価しているということをお聞かせしましたが、今年度は起債に手をつけていないということでございました。今年度以降、新しい建物とかが建って

くるので、起債をされないといけなくなるのかなと思います。起債などの借入れの増加が予想されるところでございますが、財政状況は厳しいものになっていくとお考えでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） し尿処理施設の件については、ごみと絡めているんです。言っているのかどうか分からないですけども、もともとの昔のごみというのは、もともと5町からなんです。その当時の志免町の町長さんが、ぼた山は俺に任せろということで言ったのに、それが反対を受けてだめになって、志免町と宇美町が抜けられて、当時の吉松町長と篠栗町長と粕屋の町長でやろうかということで、吉松町長がリードオフマンになられて造られたのが今の施設なんです。

○議長（松山 力弥） 町長、個人的な意見として、これは須恵町外二ヶ町清掃施設組合の話なので、議事録に載りますので。個人的な意見としてお願いします。

○町長（平松 秀一） 個人的意見です。

それと外部導入の話は、これは役場の職員というのは事務屋集団で、私たちの時代と違って非常に優秀な職員がそろっております。ただ、今の経済環境とか日本の法律の中で動いていく施策とか、これは行政職だけでは無理です。悪いと言っているんじゃないです。職員が持っているスキルと民間が持っているスキルを融合させることによって、このまちづくりを進めていこうという考え。ですから、ふるさと納税に関しても、7月に議長さんにもついてきてもらおうかなと思っていますけれども、日本最大手のところに行って、須恵町の思いを伝えて、幸いにも、今現在、ふるさと応援寄附金で基金を積んでおりますから、その中から財政投資をやって、優秀な方を2年程度雇って、成果を上げるということです。

それと同じ大きさでカーボンニュートラル。これも役場の職員ではさっぱり分かりません。法令的には分かっても、じゃあどうやったら国が言っている100の優先自治体に入っていけるのか。何が須恵町の成長戦略として、経済政策としてやっていけるのか。これは役場の職員じゃ無理です。私も含めて。ですから、そういったスペシャリストを2年なら2年で限定で入れて、スキームとか技術を役場の職員に学ばせて、あとは企業の下、委託契約をやりながら須恵町のまちづくりをやっていく。そういった形に変えていかないと、恐らく町は生き残っていけません。ですから、今、1市7町長の市町長さん、もう一生懸命なんです。とにかく役場だけでは無理なんです。ですから、今、逆に糟屋郡1市7町の市町長が何で仲がいいか。みんなが情報交換をやりながら、やるならみんなでやろうよとか、宇美、志免でやれることはやっぺいこう、5町ではこういうことをやろうや、7町でやるならやろうや、1市7町でせないかんことは、そこはしようやと、それが一番経済的にもいい、立派なものが出来上がっていく。

ですから、これから先、単町で何かをやるというのは、通常予算上の事業をやっていきます

けれども、それ以外については、議会にお諮りしながら、専門的な知恵をどんどん導入しながら、そこに幾ばくかの費用がかかっても、それは将来に生きることでありますから、そういったことをやっていながら、さっき20年、30年とおっしゃったけど無理です。せいぜい見えて7年先ぐらい。10年先は無理です。だから、さっきの答弁で言ったように、とにかく臨機応変に、周りとの情報交換をしながら、その中で、一番これが須恵町に合っているだろうという施策を議会にお諮りしながらやっていく。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） ふるさと納税を含めて、今後のまちづくり、財政運営について、町長の手腕を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 今村さん、今の質問の中での町長の答えの一部、これは組合議会の問題がありますので、組合議会の議員さんがおられますので、そこら辺で詳しく聞いてください。

○議員（14番 今村 桂子） 分かりました。

○議長（松山 力弥） よろしく願いいたします。

-----  
○議長（松山 力弥） 6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。6番、川口満浩です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日、私は要配慮者名簿の現状と災害対策はについてお尋ねいたします。

先月29日に篠栗町と合同で福岡県総合防災訓練が開催されました。災害の連携強化、防災技術の向上、防災意識の高揚の目的の下、多くの方が参加され、大変重要な訓練であったと思います。

近年、大型化した台風、集中豪雨による自然災害が各地で多く発生しています。先月、突風により車が吹き飛ばされ、また、この時期に、ひょうが降ることは珍しくありませんが、大量のひょうが積もり、既に大雨警報、土砂災害警戒が出るなど、早い時期での異常気象となっています。

今後の状況に対応すべく、本町の防災への取組や地域の協力体制、これは充実してきております。災害の場合、まずは自助、自分の命は自分で守るですが、体に障害のある方は支援の必要があります。避難など、事前に周知をすることで早めの準備と心に余裕を持てますが、障害のある方は状況を受け止めることができない可能性もあります。視覚や聴覚などに障害をお持ちの方は、ただでさえ不自由な中での生活を送られています。台風、豪雨の影響で気象状況が悪化すれば、御本人、御家族はさらに不安な気持ちを増すと思われま。

先月からは梅雨、台風シーズンを迎えるに当たり、NHKをはじめ、各放送局にて災害に関する

るニュースや特集などを流し、防災・減災に対する意識、備えを呼びかけています。気象庁は線状降水帯発生予測を半日前に発表することで、早めの安全確保、避難準備など、危機感を高めてもらうという試みを今月1日からスタートしております。本町もホームページで災害避難場所、防災行政無線の音声案内をアップさせるなど、また、KBC1チャンネルでdボタンを使って防災などの情報を発信しております。

町としての取組も当然ですが、災害に対する避難などは各区の自主防災組織を中心に、民生委員、組合、隣近所等の助け合い、協力があってこそ成り立っています。本町では新たな防災ハザードマップが配付され、町民の命と健康を守り、安心ある住みよいまちづくりを目指す須恵町であるなら、障害のある方への気配りある支援が求められるのではないのでしょうか。

そこで、支援を必要とする高齢者や障害のある方を把握するための避難行動要支援者名簿の登録者数、未登録者への案内、視覚や聴覚など障害のある方への防災対策についてお尋ねします。

1つ目に、高齢者、障害のある方など、要配慮者の対象者数は何名ですか。現在、避難行動要支援者名簿の登録者数は何名ですか。また、名簿に登録している人の中で障害者手帳1級、2級をお持ちの方は何名ですか。

2つ目に、避難行動要支援者名簿に登録されていない方に対して、どのように登録をアプローチ、促していますか。

3つ目に、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、町として視覚、聴覚に障害のある方への避難の周知方法など、体に障害をお持ちの方向けの防災マニュアルを作成されてはいかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石課長。

○総務課長（諸石 豊） それではまず、御質問の避難行動要支援者名簿について、要配慮者の対象者数、それから避難行動要支援者名簿の登録者数、障害者手帳をお持ちの1級、2級の方が何名かということですが、まず、災害対策基本法第8条第2項第15号に要配慮者の定義がされておりますが、要配慮者のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられておまして、本町ではこちらを作成しておりますので、こちらに置き換えて御説明をさせていただきます。

避難行動要支援者名簿の対象者数は2,237人、登録者数は803人で、そのうち障害者手帳をお持ちの方、身体1級が84人、2級が100人いらっしゃいます。

次に、2番目の避難行動要支援者名簿に登録されていない方に対してどのような登録を促していますかということですが、福祉課より避難行動要支援者名簿登載対象者に郵送にて書面により説明、同意いただいた方を登録させていただいております。ちなみに、身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方で、不同意の意思表示をされていない方につきましては、条例によ

り本人の同意を得ているものとみなして名簿に登載をしております。また、今年度に対象者名簿の更新、意思確認を再度実施する予定でございます。

次に、障害者向けの防災マニュアルについてということでございますが、須恵町では、20行政区全てに自主防災組織を設立していただき、避難行動要支援者名簿をお渡ししております。自主防災組織には、要支援者の把握、安否確認、避難所の運営をお願いしております。要支援者からの要請があれば、自主防災組織、役場、消防団、社会福祉協議会が連携して、避難所または福祉避難所への搬送をするようにしております。

昨年の大雨の際には、障害者の方から避難希望の連絡がありまして、恵昭園へ収容していただいた実績がございます。また、このような自主防災組織の有事の際の献身的な活動によりまして、地域の人とのつながり、それから区・組合の重要性を認識していただき、組合加入率の向上の一助にもなるというふうに考えております。

令和3年5月に災害対策基本法が改訂されまして、障害者を含む支援者ごとの防災マニュアル、個別避難計画は今後5年程度での作成が努力義務化されております。この個別避難計画には、議員が御質問されている体に障害をお持ちの方向けの防災マニュアルの内容も含まれていると考えますので、先に個別避難計画の作成をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 要配慮者数の対象の方、それから名簿の登録数ということでお聞きしました。

私、3年ぐらい前、避難行動要支援者名簿の人数をお聞きしたことがあるのですが、そのとき1,833人ということで、いただいた資料の裏側に人数を書いていた次第なんですけれども、そのころから比べても、かなり増えているということで、人数が今後も増える可能性があるのであれば、支援する側もそれなりの情報、それから対応するマニュアルというのにも必要になってくるかと思っておりますので、掘り下げたところのことをやっていただきたいなというふうに思うところであります。

なかなか登録名簿に登録されていない方というのも多くいらっしゃるわけでありまして、この作成は、特に障害をお持ちの方にとって非常に重要な情報となるわけでございます。登録されない要配慮者の理由として、家族がいるとか、身近に兄弟、親戚がいる、隣近所の方が助けてくれる。あるいは、こういう理由が一番多いのかもしれませんが、個人情報流さないでくれとかいうふうなことを理由に登録されていない方もいらっしゃるのではないかと思います。もしくは、先ほども郵送であるとか、説明をしてということなわけですけれども、この避難行動要支援者名簿のことを理解されていない方もいらっしゃるのかもしれませんが、また、登録用紙等の返信

がなく、そのままになっている、それを避けているというわけではないでしょうけれども、そのままになっている可能性もあるのかなというふうに思うところであります。

この名簿に載っている方以外の情報というのが、恐らく行政のほうは把握されてあると思います。しかし、行政のほうだけで把握していても、地域の団体であるとか、先ほども言いましたけれども、自主防災組織とかいうところに情報がないと、共助、いわゆる地域で手助けをすることが後回しになるのではないかと思うところであります。

内閣府の防災情報のページに載っていますが、先ほど言われました名簿に関しての義務化、それと令和3年の災害対策基本法の改正で、個別避難計画を作成することが努力義務化とされています。先ほど作られていないということでした。5年以内に作成に向けてという回答だったのですけれども、この避難行動要支援者名簿をベースに、高齢者、障害のある方の同意を得た形で作成する個別避難計画の詳細な情報というのが、地域が協力するため、あるいは要支援者を把握するために大きな情報源となるはずです。ですので、先ほど5年以内という答弁でしたけれども、少しでも早く作成に向けた形、他町のほうでも、今の要支援者名簿をさらに細かくした形での個別避難計画、中には地図を入れた形で作成されているところも既にあります。そういう情報というのが、地域にとって手助けするためには非常にありがたい計画になると思いますので、できるだけ早めの取組をやっていただきたいと思います。

それと、マニュアルに関してですけれども、地域防災計画に基づいた形で進めていかれるのでしょうけれども、障害がある方へのマニュアルというのは、ほかのところをネットで見ましても、非常に細かいとまでは言いませんけれども、それぞれ障害者に対する対応の仕方、その辺が違う形で載っております。ネット上で、多くの町がそういう形で作られておりますので、その辺の計画も早めにしていただきたいなど。地域防災計画に基づいた形での対応ということなのでしょうけれども、先ほども言いました、障害者に対する対応というのがそれぞれ違いますので、ぜひともマニュアルというものを作っていただけると、地域のほうも十分に対応ができるのではないかと思います。なかなかないマニュアルを一から作成するというのは、行政のほうとしては気が重いかもしれませんけれども、地域の協力をもらうためにも、その辺のところをできるだけ早く、私としてはマニュアルを作成していただきたいというふうに思いますけれども、作成に関しては先に進めていただけますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 質問は分かりましたか。平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほどから担当課長の方が作りますと言っています。この災害に関しては、私は町長になる以前から、もともと事業課にいたりとか、災害のときの問題というのも非常に憂慮することで、1期目になったときから防災・減災については積極的に取り組んでいます。

実は、先日、人吉市の市長さんがコメンテーターになられて、防災ラボ、福岡県の首長さんの

ビデオ会議をやっていました。その中でおっしゃったのが、どんな情報を相手に提供しても動かない。これが災害で死亡者が出る大きな原因だと。情報をつかんでいて、迎えに行った。迎えに行っても、いい、自分は2階に上がっておくからと。何でですかと聞いたら、水が引いたら1階を片づけないといけないからと。だから、要するに災害の中で一番死亡者が出る原因、自分は大丈夫だと。これは行政でも、もう言いようがないんです。特に役場の職員、消防団の職員も一緒です。自分たちは助ける側だから、自分たちは大丈夫。大きな間違いです。私はなったときに、消防団員に、団長をはじめ訓示しました。まず自分の命を守れと。その上で救助に当たる。そこに何があるかという、これは専門家が言っているのですけれども、要するに、公助のことばかり言っている。人の命を守るのは、まず自助なんだ。常に自分が災害に遭ったときに、どういった体制で避難するのかというのは、自己責任なんです。それをまずつくり上げておく。その中に社会的弱者と言われる人たちには共助がいる。これが自主防災組織です。それでもだめな方について公助で働くということ。このことを念頭に置かれながら、議員活動の中でも、そういったことを勉強していただいて、活動していただくとうれしいなと思います。

私、何で、まだ法的整備も何もない状況で、今の議会事務局長が総務課長のときに自主防災組織をつくろう、情報を全部提供しようと。これは行政区長さんにはできない。自主防災組織の会長さんには、その地域の組員さん以外の情報も全てお渡しできます。ですから、第1次の避難をせざるを得ない状況になったときは、役場のほうから自主防災組織のほうに連絡をする。その情報を使いながら、民生委員さんの情報も使いながら、お声がけしてくださいと。まず最初に公民館に連れてきてくださいと。それで要避難させなきゃならない人たちについては、行政あるいは消防団が迎えに来ますというルールをつくっています。これは恐らく福岡県下で須恵町だけです。

おっしゃっている個別避難計画書、これは大切だろうと思いますが、実際は役場が作りますと言いましたが、作っても、これは自主防災組織のほうにお渡しします。何でこんなことを言っているかという、災害の中で、熊本震災の益城がものすごく被災を受けた。惨たる結果だった。要するに、行政サイドの人間が電話がかかってくるたびに、自主避難している駐車場とか、いろんなところに職員を行けと言って行って、消防団に入っている人間も出て行って、行政機能がゼロです。だから行政の役割は何なのか。本部です。人の命を守る本部。その中にお手伝いしてもらうのが、第1次が自主防災組織なんだと。そこで命の確保をやってもらう。それから先、適切ないろんな施設とか、行政サイドのほうの避難所でいいのかとかを判断するのは本部です。だから、須恵町というのは、そういう流れというもの、マニュアルとかそういったものは、まだ個別の分は作っていない。総務課長は作ると言っていますが、須恵町というのは人の命を大事にしようと思ってきちんとやっておりますので。

だから、その辺りも含めながら、また7月の区長会がありますので、自主防災組織の在り方と

いうのを、再度御説明申し上げた上で、指定避難所になったところは25万円、それ以外の行政区にも20万円お渡ししています。何に使っても構いませんと言っています。そんなことをやっている町はありませんので。ですから、それを広報で、きちんと区長さんを通じて、自主防災組織の方々にも御理解いただいて、その向こうに役場がどんと控えているということです。

その中で申し上げているのが、夜中に避難命令、指示を出します。そのときに区長さんが自主防災組織の方々に言っているのが、夜中に男性の声で雨が降っているよね、大風が吹いているよねと自主防災組織の放送が入る。女性のやつはコンピューターでしゃべっているんです。夜中に男性の私の声が聞こえたら、ライブでしゃべっている。だから指定された避難所にすぐ避難しなさいということはお伝えしています。

昨年も2回。私は4回ぐらい去年も泊まっている。毎年大体それくらい、第1配備のときから気象図を見て、これは危ないなという場合については、第1配備の段階から私と副町長は泊まっている。案の定、そのときにも避難指示を出さざるを得なかった。そのときライブで言っている。そういったこともシステムとしてつくっておりますので、やはり地域は地域で守る、自分は自分で守る。その向こうに行政があるんだと。行政というものは専門的な知識を持った人間が動いていきますので。自主防災組織でやってはならないことは、雨が降っている段階で、どこどこの川がつぶれる、見に行ったりするのをやめてもらいたい。あくまでも、ある程度、終わった後に、どういった被災状況なのかを報告してくださいというのが自主防災組織の役割だと思います。だからその辺りを御理解いただいた上で、議員活動の中でも地域に入っていて、こうなんだということを書いていただければと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 今の説明の中で、町としての取組、県の中でも、ほかよりも非常に進んでいる、そういったものがあるんだなということは改めて感じることができました。

あと、自主防災組織のほうで、私も新原区の自主防災組織のほうに参加させていただいているのですけれども、もう5年ぐらいになるんでしょうか、会合を重ねて、避難訓練ではないですけれども、避難した場合に何が必要なのかとか、あるいは食料関係はどのようになるのかというふうな話し合いはしているのですけれども、なかなか障害者の方に対しての会合というか、誰がどういうふうな、細かいことは個人情報がありますから、自主防災組織の長は、その方を把握しているのでしょうかけれども、なかなかそこまでどういふふうに進めていくと、例えば消防で誰をどういふふうにしていくとかいふふうな形の細かいところまでは、正直な話、できていないのが現状であります。それが今後していかなければいけないことなんだろうけれども、そういうことも含めて、障害を持たれている方に対しての対応の仕方とか、そういったマニュアルというものを、



ぜひ作っていただきたいと思います。

先ほど言われておりました、避難があったときに、これも防災計画の中に入っていましたけれども、確かに人間の心理として、そういう災害が起きたときに、躊躇すると。そういうことで、その方を避難するときに遅れれば、当然、それを支援した人自体も遅れてしまうということもあります。それに対してのマニュアルの中に、一つ、町のほうからいろんな情報を発信するときに、障害者の方でなかなかどういう情報が流れているとかということを知ることができないという声もあります。例えば、今言いました、防災無線で流れても、雨、風が強くなると聞こえない、聞き取りにくい。そういった場合の対策ということが、地域防災計画の中にも防災整備等の整備ということの項目がありますので、例えば聴覚に障害がある方用に町が防災情報を流していることが分かるようなシステムというのをできれば導入していただきたい。例えば、障害のある方の家の中に、目につくところに青いランプを設置するなどして、点滅していれば町から何らかの情報が発信されていると。それを周知することで、行動を早く起こせる。テレビを見る、あるいは須恵町とラインで友達になってスマホを見る、近所の方に情報を聞きに行く。視覚障害の方であれば、先ほど電話連絡するということが言われておりましたけれども、早めに情報を伝えるということができると思います。早めの備えと心構えができれば、余裕のある避難行動が取れますし、それを支援する側も十分それができると思いますので、今のような、そういうシステム導入というのを、特に聴覚に障害がある方への、そういう設置とか導入をぜひともお願いしたいのですが、その辺のお考えはございませんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 私、福祉課長をしていたときに、この制度が生まれたと思いますけれども、安否確認の連絡用のやつがあるんです。登録をやってもらおう。聴覚障害者であろうが視覚障害者であろうが、何かあったらボタンを押すとなんなんですか。返事がない場合は、隣近所の人にサポートをお願いしていて、その人が安否確認に行って連絡されるというシステムがある。これも今回の分で利用するようにしております。ですから、視覚的に見える方々については、d ボタンのKBCの分もあるし、聴覚障害者については、先ほど言ったような形の、今度は逆に安否確認の登録をやった隣の人をお願いして、連絡を入れて、行ってもらうというシステム。これも先日、一般質問の会議をやったときに、担当課を含め、あるやろ。ありますって。だから、そういったものも複合的に合わせながらやっていきたいなと思っている。ですから、今おっしゃった部分については、システムとしては持っています。だからそれをきちんと、その方々に周知徹底をやって、災害のときもこれを利用しますよということを、業者さんが入っていますので、その辺りもるのであれば追加しながら、恐らく大丈夫だと思います。特に、この制度は民生委員さんが詳しくうございます。地域の民生委員さんも含めながら、もう一度、その辺りの周知を図って、そ

の制度を使いなさいということでやると、今おっしゃっていた部分の、最も避難しにくい、情報が入りにくい人たちについては、その制度を活用してもらうとできるようになっています。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。質問はできませんので。

○議員（6番 川口 満浩） もう終わります。今、町長からお話がありましたように、とにかく障害のある方に対しての細かい配慮というのを、ぜひともお願いしたいと思います。

インクルーシブ社会、それから共生のまちづくりを推奨する須恵町です。さらに名簿の充実、それから個別避難計画の取組、それと先ほどの障害者向けのマニュアル、この辺を作成していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。再開を10時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時01分休憩

-----  
午前10時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お静かに願います。8番、世利孝志君。

○議員（8番 世利 孝志） 8番、世利孝志です。通告に従いまして質問いたしますが、その前に平松町長、2期目の就任、誠におめでとうございます。さらなる御活躍を期待しております。

それでは、私は国鉄志免炭鉱跡地の将来についてということで、ボタ山ですけども、町民の多くの方は分からないと思います。もう現状を見ても分かりませんが、そういうことで、まず質問の要約についてですけども。

ボタ山用地については、昭和61年、田原利信町長の2期目のときに、3町に1億円で譲渡されています。現在まで36年間経過し、平松町長まで4人目の町長さんが仕事に当たられました。

その間の主な動きといたしましては、平成25年、ソフトバンクホークスの2軍の練習場の誘致がありましたが、これは落選し、現在の筑後のほうに決定しております。まだ小さいことはちよこちょこありましたけども、大きな動きとしては以上でございます。

また、組織については、令和4年4月に従来のボタ山開発推進協議会から、3町の町長、関係職員で組織される執行協議会と、町長の諮問機関のボタ山開発推進協議会の二本立てに組織改革されました。

したがって、諮問がなければ協議することはないので、あえて質問いたします。3町のことで

すので、それぞれの考え方があると思いますが、平松町長の見解、個人的な見解でも構いません。お伺いしたいと思います。

まず、質問事項といたしましては、誘致事項について。

広大な土地ではありますが、今後、誘致活動をする考えはありますか、ということです。

それと、2項目め。利活用についてということで、早急な誘致は難しいと思われませんが、その間、現状の立入禁止状態を継続するのですか、それとも、例えば公園などで開放する考えはありますか、ということでございます。

それと、3項目でございますが、部分的な利活用について、ということで。ポタ山の一体化の利用は、3町の申し合わせ事項で決定しておりますが、部分的な利活用の考えはありますか、ということですね。

部分的ということは、例えばの話、あのポタ山一帯の28ヘクタールありますよね、それを周辺の交通網の緩和のために道路用地としてとかに確保するとか、そういう意味で言っております。

以上、3項目について、町長の考えをお願いいたします。お伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 世利議員におかれましては、昨年の3月までポタ山推進協議会の議長を務められて、中身については非常に詳しいんじゃないかなと思っておりますけども、あえてどうなったんだということを一般質問なさったんだろうと思っております。

まず1問目の、このポタ山の誘致をするのかしないのかということなんですけども、あえて誘致はしません。私の前任である中嶋町長の時代に、志免町のほうから話があって、志免町長、須恵町長、粕屋の町長が、その企業さんの話を受け入れられて、これは志免町の企業家の二枝さんという方が持ち込まれた案件だったんですね。私はその後、町長になっていますから、現任者責任として、その3町長が合意なさった中身について反対するものではありません。

ただ私自身、事業家によっては大きな開発とか、その経済性とか、各町に対する有益性とか、そういったものに若干の疑問というか質問がございました。志免町も、たまたま町長さんが体調を壊されていて町長不在の中で、副町長が、やはり都市計画の人間であったんです。

その中で、いろんな協議をする中で、私のほうからは5つの疑問点を提示し、粕屋町に至っては、開発という中身のやり方から、ちょっと難しいんじゃないかと、このやり方では。それについてお答えくださいと。その中身が大丈夫であれば、現町長、現任者責任として前任の3町長がおっしゃっていることについては、賛同せざるを得ない、しましようということだったんですけども、それっきり返事がないんですよ。だから、止まっていると。これが1件。

そして、今現在、私がポタ山関係、これは3町で2年ごとにですね。今日は傍聴の方がいらっしゃると思いますが、粕屋町と須恵町と志免町で2年ごとに事務局を動かしながら、それ

で3町の中で、このボタ山問題が風化しないようにですね。職員もこの問題に関心を持つようにということで2年ごとにやっていて、私が2年やって、今年の3月で志免町に、今、代わっているというような団体です。

私がやっている間に大きな案件が2つ来ておりますけれども、これはまだ公表する段階ではないし、皆さんに申し上げられないんですけども、何件か来ていらっしやいます。

その中で、これはあくまでも、しばらくの間、ちょっとおかしいと言ったらおかしいんですけども、ボタ山推進協議会がボタ山の開発について主導権を持っていると、議員さんたちがというような形で、要するに3町の議員さんたちが入り乱れて、いろんな話が前に進まないという状況でしたので、嫌われ役になってもいいということで、私がボタ協の会長になったときに、それは違おうと。あくまでも3町長が責任を持って、このボタ山の開発については責任を負うんだと。その案件に対して、各町から選ばれた議員さんたちが審議していただいて、大多数の方が納得された場合については、それでいきましょうということだったんです。

それがもう、組織的に分からなくなっていましたから、ボタ山に関して3町の執行協議会、行政サイド、事務レベル、政治家である我々3人がチームを組んだ、要するに実質的にはその計画立案を審査する場所、これが妥当だと思った場合に、ボタ山推進協議会のほうに話を持ち込んで、3町の同意がなくてはこれはできないというルールでございますから、その中身でやっというのが現在までの流れでございます。

1問目の現在の誘致活動というのは、あえてはやっておりません。先ほども言ったように、二枝さんの話も途中で止まっていますので、もし新たなものにチャレンジしようということになれば、二枝さんもおいでいただいて、現実的に、要するに何社か出てくればプロポーザルになるわけですね。その段階でもう一度乗られますかという話をしなければならない状況で話が終わっているということです。

立入りに関してですけども、これは私、須恵町が事務局を持っているときに弁護士を入れて、あのボタ山の性質で、開発、まあ部分的な開発とかですね。進入路を造って頂上まで登らせていいのかと。これは法的には駄目です。あくまでもボタ山なんです。非常に危険性の高い場所であって、一般の方々を無作為に入れるような公園とかですね。そういったものは無理だということを、弁護士サイドから話を聞いて、その話をボタ山推進協議会のほうにお話ししてですね。今後は立入りは無理ですと。

ただし、3町長が話ししてオーケーな場合については立入調査とか、それとか志免町さんがクリスマス時期に自分たちで階段を造ってなさってでも、それは自己責任として、まあ認めましょうということです。

でも法的には、これは認めて事故が起きた場合は、要するに3町長の責任になるんです。非常

にあれば、ボタがただ堆積しているだけで、いろんな構造物を造っても危ないんですよ。だから、そういった状況で、なかなか公園化というのも難しいと。

ただその中で、前任の中嶋町長、そして粕屋が因町長、今の世利町長、3人でお話しになる段階で、何らかの開発、まあ議員さんたちのほうから話があったからですね。市街化調整区域ではない、白である須恵町のところに一部公園を造りましょうと、駐車場も造ってと。皆さんが立ち寄れるようなものを造りましょうかということで、今でいう執行協議会のほうからボタ協のほうに提案したことがあります。でも、そういったものを造ってくれとおっしゃっていたある町のほうが、いや、そんなものは聞いていないと。

ですから、これは3つの議会の方々のそれぞれの思惑があるから、なかなか前に進まないということです。現在では、原則として、あれは立入禁止区域です。ボタ協の組合の会長さんが、まあ仕方ないだろうと判断したときには特別に認めるという状況の土地だと思っていただけたらと思います。

3問目に上げていらっしゃる部分的な利活用はないかということなんですけども、実は筑紫野・古賀線沿いに今現在、これ、高規格の2車線から4車線化、中央分離帯も大きなものに造り替えてもらっています。須恵町はこれが完成しないとまちづくり、物流状況で企業の人もなかなか目指して来られているんですけども、なかなかうまくいかないということで、県道整備事務所、議会のほうにもお願いして、筑紫野・古賀線のほうはやってくれという話でやっているんですけども。

要するに、ぴったり今の2車線に張りついていらっしゃる。その企業移転用地として、ボタ山の、須恵から行くとドラッグストアモリから粕屋町に行くところの右側に三角形で2か所残っている。これについて、ボタ山推進協議会のほうに、執行協議会のほうからお話しして、須恵町に売ってくださいと。それは何も須恵町が不動産を売ってもらうかろうという話じゃなくて、あくまでも筑紫野・古賀線の公共事業の代替地として須恵町に提供してくださいと。それが終わって余った分については、またボタ協にお返ししますと。

そうやらないと、土地というのは生き物ですから動かないということです。そういったことというのは、公共性が高いと。それでも1年かかったんですよ。各町のいろんな思惑でですね。何も須恵町が悪いことをしているわけじゃない。県の事業を推進するために、須恵町が極端なことを言ったら、買い上げて代替用地として持っておくことによって、柔軟に県の県道整備事務所がその問題に対応できるというようなことで、説明しても分かってもらえなかったと。やっと許可が下りたということで、今現在、須恵町の土地にする準備をしている。これが公共性が高いやつですね。それ以外の公園とかそういったものについては、もう前回3町の議会が反対していますから、やらないと思います。

恐らく世利議員におかれましては、私の頭の中にある幾つかの案件を、ここでしゃべれということでしょうけども、乞う御期待ということですね。あくまでも3町が持っている土地を利用しながら、要するに売りさえすればいいという話じゃなくて、先ほどから言っているように、志免町さんにとっても、粕屋町さんにとっても、須恵町さんにとっても、町民にとって、これは本当にその事業に取り組んでよかったと。まあ、お金にならないにしても町民の利便性とか、いろんなものになったということであればいいんですけど。

なかなかそういった案件というのは難しいということで、今現在、来月に入って志免の町長、粕屋の町長とお会いして、今後の方針について、また話し合うようにしています。恐らくこれは開発の問題になって、今の粕屋の町長さん、志免の町長さん、そして私と3人でやると、恐らく極端なことを言うと、私にお鉢が回ってきて動けという形になるかと思えますけども、そのときについては、議会のほうにきちんとお諮りしながら、須恵町民にとって有益な開発、あるいは施設を持ってきたいなと思っております。

今現在も、現にもう正直に申し上げて、全て合わせて3件。今、もう一件来ていますから4件来ています。ただ、それはまだ言えないということですね。以上です。

○議長（松山 力弥） 世利孝志君。

○議員（8番 世利 孝志） 町長の答弁、ありがとうございます。大体内容については、ある程度私も分かっている部分もあるわけでございますけれどもですね。先ほども言いましたように、現在まで36年か。沖縄復帰50年間とあまりそれは変わらんような年ですね。もうこれが、ずっとなっていけば風化していくんじゃないかと、もうそういうような懸念がありましたしね。

ある人から言わせれば、宝の持ち腐れとかですね。負の財産とか、そういうふうに言われておりますのでですね。何とかこう、平松町長の任期中に、そこら辺の話を3町長で真剣に協議していただいて、その礎を築いていただきたいという思いで、今日の質問に立っております。

二枝さんの問題の、二枝さんの開発のことについても、私もちょっと研修会で、ちょっと行って、いろいろ話は聞いてきましたけどもですね。今、話を聞いて、まだそれも止まった状態にあるということで、また私もそこら辺までは存じ上げておりませんでしたけども。

福岡、須恵町は福岡都市圏の位置でございますし、北九州とか、久留米とかですね。大企業といますかショッピングモールみたいな、いろいろなところが来ておましてですね。そういう都市圏ということを生かして積極的に働きかけをして、誘致とかできればいいなど。そういうふうな思いで質問をいたしました。先ほど町長の考えで、お話が心の中にしまっておるということでございますので、何とか実現する思いで、町民の方も見てあるんじゃないかなと思っております。

それと、あと2項目めについてはですね、まあ、分かります。安全なところですね、自己責任、

安全対策というのがなかなか難しいということでございますが。従来、やはり、従来というか現在、子どもたちについてもですね。今、木が生い茂って、草が生えて、ボタ山ということは、もう今の我々年配ぐらいの人ぐらいからしか知らないんじゃないかなと思うぐらい、もう普通の山にしか見えませんので。

やはり、この歴史といいましょうか、そういうのも子どもたちに生きた教材として教えていかなんいかなというふうなことも考えておりますし、そういうことで、中で社会見学みたいなのと、須恵町では行ってはおりませんでしたけど、志免町あたりは何か行っておったということ。で、学校の授業の一環としてやっておりましたし。

従来は、正月の元旦の日ですかね、初日の出ということでですね。あそこに、屋上という一番上に、二、三百人ぐらいは集まっていたんじゃないかなと。初日の出を見にですね。そういうことが現在できなくなったということで、何か廃墟地みたいな形、廃墟地ですかね、そういう形になっておりますので。

そういうふうな事故等の危険性もあると思いますが、何とかこの安全対策とかで、できればそういう形で、何とかこう……。もったいないという気がしてたまらんとですよ、ほったらかし状態でずっとですね。やけん、何とかこう……。そこら辺がクリアできればというふうに考えております。

まあ、難しい質問だと思いますけども、そこら辺を再度検討いただいて、できればの話になるとですけどね。そこら辺が、できれば未来をしょって立つ子どもたちのためにも、そういう歴史を教えたいという、そういうことで考えておりますので。これは再質問じゃございません。今まで言ったのはですね。

それと、3項目めについては、今、町長が言われた、あれは飛び地の2件ということで、ボタ山から外、外というか、ちょっと道があって、道のこっちになるとですよ。あれは何線ですかね、あれ。コメリへ行く、あの道のほうですね。の、須恵町寄りになる2か所なんですけども。これは、今さっき町長が言われたとおりで。これもボタ山協議会に諮られて、3町とも、これは答申としてオーケーということでございましたので、これは、今、町長が言われたような形にできていくわけでございますけれども。

この部分的というよりは、今の全体のボタ山、その飛び地を抜けたほかの、全体の借地で貸しとるところもありますけども、全体の28.4ヘクタールですね。その全体の中で、これを一括して、もっとどこかに誘致だとかどうのこうの、いろんな買地というとも、なかなか難しいという気がしますのでですね。

それを例えば、今言うごと、レインボー道路はああいうふうに、もうかなり混雑していますよね。もうそれは須恵のドラモリあたりからずっと、どうかしたら時間的には志免町までずっと混

雑していると。

片や、それを抜けらんとどうしようもないもんだからですね。そこからドラモリのところを曲がって、粕屋、川っぶちの道を通って、イオンの裏、裏というかイオンのほうさへ出る、もう細い道を、田んぼの道を通ったりとかしよる車も見かけます。

そこら辺のことで、交通網の緩和というようなことになるんじゃないかなということで、例えば今の、例えばですよ、その志免、レインボー道路ですね。あれから先を、例えば、今、歩道はありますけども、何メートルか何かちょっと広くするとか。はたまたドラモリから右さ、道はきれいな道がありますので、川っぶちの道をずっとイオンのほうさへつなぐとか。

そういうふうな、例えば、せっかくある3町の土地ですので、交通網の緩和のためにですね。そういうふうな道路あたりに活用をできればしたほうがいいんじゃないかなという。全体には、もう部分的ちゅう、3町ではあれですよ。もう全体、一体化というようなことでございますけどね。これは私が言っているだけでね、これは一体化というのは、もちろん賛成はしますけどです

ね。  
まあ条件、いろんなことを考えて、部分的にあの端のほうをですよ。真ん中をぼーんとというんじゃない。あの端のほうあたりを、道あたりとかに利用するような形でという意味に考えていますので。そこら辺はどうなんですかね、町長ね。

○議長（松山 力弥） 道路の拡張、平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほどから言っているのは、一体型の開発の話であって、公共事業で何かやるというのは、また話は別。だから、道路の拡張とか出てくるのであれば、それは3町長が協議をやって、ボタ協にお諮りしたりすればいいことですから。

だから、さっきおっしゃっていたのは、粕屋町行きの川っぶちの道路のことをおっしゃっているんですけど、その開発をやるかやらないかは粕屋町よ。ボタ協がやるわけじゃありませんので。ここで、それを言われると、ちょっと誤解を招くかなと思います。

だから、あくまでもボタ山というのは、議員御承知のとおり、3町長の議会を含めて、一体型の開発しか認めないとおっしゃっているんでしょう。だから、その内容で3町長は協議お願いしますねということですから。部分的に公園を造るとかですね、そういったことはもう駄目だと、やらないということでございますので。これは議員各位が決められ……。3町長でお諮りなさってですね。で、3町長の執行協議会のほうに一体型の開発しか認めないとおっしゃっているわけですから。それで、今、動いているということです。

だから、議員がおっしゃっている気持ちはよく分かりますけど、あくまでもやられるのは公共事業、それ以外については一体型でしかないと。今、お貸ししている志免町にある企業さん、これはもう当初から貸しているからですね。で、お貸ししているというだけでございます。だから、



あくまでも一体型の開発を目指したほうがいいというのが、今現在の3町長の考えでもあるわけ  
で。

それと、先ほどおっしゃってあったのは、クリスマスから元旦にかけての登山道を造って上に  
登る。あれは止めているわけでも何でもありません。コロナになって、志免のその団体、議員の  
方が毎回持ってこられている分については、一度たりとも止めていません。今も止めていないと  
思いますよ。なさるのであれば、どうぞと。その代わりに自分たちで責任を持ってやってください  
という許可の下ろし方。これはさっき言ったですよ。だから、これは止めているわけじゃあり  
ません。そういったものは、弁護士いわく駄目なんですけども、今までなさってきたことだから、  
いいでしょうねということで、それは止めていませんのでね。

以上です。

○議長（松山 力弥） 世利孝志君。

○議員（8番 世利 孝志） 分かりました。今、このことについて、町長に質問、ありがとうご  
ざいましたというか。

今、ちょっと3番のことで、川っぶちのところの道を改良とかいうと、ここは粕屋町、もちろ  
ん粕屋町になるんですけども。私が思うとるとは、ボタ山の中の端のほうのボタ山……。用地の  
部分のところに、この道とかができないだろうかという、そういうことのもりで言っています  
ので。決して田んぼの道の粕屋町の土地を、私がどうのこうのということじゃないのですね。  
まあ、そういうつもりですので。お願いしておきます。

いずれにいたしましても、例えば初日の出などは、今、町長が言われたとおりで、かなり人数  
が多かったんですけども。恐らくもうあそこは立入禁止やけん、もう全然入っちゃいかんとい  
ふうに思っているんじゃないかなということで。まあ、自己責任でということになればですね、  
また。まあ、ちょっと難しいところはあると思いますけれども、考え方自体がそういうことであ  
るということでございますので。

ボタ山の開発については、本当に長い目でももちろん見てやっていかないかん。もう長い目で見  
たんですけども、まだ、それからさらに長い目で見られないかんやろうと思いますし。平松町長の  
行動力がありますので、任期中にも何とか、その端くれでもいいし、その礎を、考え方自体も将  
来の先を示していただければという部分のことで思いましたので、質問いたしました。

これで、私のボタ山に関しての質問を終わりたいと思います。どうも御清聴ありがとうございます  
ました。

○議長（松山 力弥） 2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 2番、男澤一夫です。

ふれあい収集を取り入れては、ということで質問いたします。

現行のごみ出しでは、自宅から離れているごみ収集場所へ、高齢者の方が持ち込むには負担が大きいと考えます。重たくなるので、あえて大きい袋を使用されていないようです。高齢化が進む中、自力でごみ出しをすることが困難な状況にある世帯が増えているのではないのでしょうか。

自宅の玄関前などに置くふれあい収集を環境省は推奨しています。高齢者と世帯に対するごみ出し支援を積極的に取り組むべきではないのでしょうか。令和4年4月30日現在、須恵町の人口は2万9,206人、うち7,706人の方が65歳以上の高齢者となっております。26.38%です。

質問といたしまして、高齢者等のごみ出し支援制度導入を考えておられますか、ということで質問いたします。資料といたしまして、須恵町の人口の年齢別表と、あと高齢者のごみ出し支援制度導入の手引を添付しておりますので、参考までに見てください。お願いします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） それでは、お答えさせていただきます。

須恵町のごみ収集体制は、家の前に出す戸別収集方式と、地域ごとにあるごみ集積所、いわゆるステーション方式とが混在しております。ふれあい収集を実施している近隣自治体は、北九州、行橋、田川、飯塚、直方、宗像で、収集作業効率向上のため、全てステーション方式となっております。

そのため、ステーションまでごみを運ぶことが困難な世帯について、申請制度により、ある一定の要件を満たす世帯のみ戸別に収集をされてあるようです。当町の収集方法は、収集経路の道路状況や作業効率等を考慮して混在式となっており、一定の年齢に達した方と戸別に切り替えることは、人員及び収集時間の関係で困難でございます。

しかしながら、ステーションまでごみを運ぶことが困難な世帯についての支援については、須恵町独自の地域力を生かした方策が必要だと考えるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次の答弁者は。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 福祉課のほうから回答させていただきます。

高齢者も含め日常生活に支援が必要な方については、須恵町では介護保険制度を活用した須恵町シルバー人材センターに委託している訪問型サービスA事業があり、このサービスの利用対象者である介護認定要支援1と要支援2の方と、それに近い事業対象者と言われる方については、ごみ出し支援も可能なサービスとなっております。

また、町内の地域の中には、昔からあります向こう3軒両隣の精神で、御近所でごみ出しの手伝いをされている状況も一部把握しております。このような地域の人がお互いに関わりを持つことは、高齢者の見守りや社会的孤立の防止、また要支援者の把握にもつながっているところでござ

ざいます。

介護保険制度は、高齢者等の方々が住み慣れた地域で、可能な限り自力した生活を続けられるように、社会全体で支える制度です。地域による支え合いの意識を育むことにより、誰もが住みよいまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

もちろん関係機関、関係団体等との連携、支援も必要だと考えています。そのために、現在、社会福祉協議会で、社会資源調査といわれるごみ出しを含めた日常生活支援等の情報と課題を収集しているところでございます。

今後、介護予防や日常的な困り事を協議できる場をつくり、地域の方々と課題解決に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 須恵町は戸別収集と収集所への持ち込みとの両方をやっているということなんですが。実際にごみ収集、今のごみ収集では、大変苦勞しているから、戸別収集できないか等の問合せ等は役場のほうにはありましたでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） 戸別に相談というのは、ごくまれにあります。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） ごみ出しのサポートを展開している市町村に、国は特別交付税を措置し、それに必要な経費等を5割賄えるようにしている制度があるんですけど、こういうものを利用して、当然ごみ収集の業者さんが当然、費用が重なる部分が、増えてくる分があると思うんですけど、その部分を賄えるような制度を利用して、もう少しごみ出しが大変なところへの支援等に活用できないだろうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） おっしゃっていることはよく分かります。で、困っている……。恐らく、後ろに今日はいっぱい来ていらっしゃるんですけども、支援者側として活動なさっている方々だろうし。現実問題として、ごみの問題、本当にそういったことを思っている方はいっぱいいらっしゃると思うんですね。

一点だけ捉えると、何かこう……。須恵町がやっていることが、不備があるみたいなんですけど。トータル的に福祉を捉えて、皆さんが便利になっていかないかと。その中で、私が1期目。今回の所信表明の中でも言っていますが、要するに地域のことは地域の方々に解決してもらえ、しかも解決してもらいながら、生き生きと目的を持って解決してもらえ。そこには行政と対等の立場で、活動できる組織をつくり上げる。それが、今、第三小学校でやっているコミュニ

ティの実証実験なんですよ。ある程度は成功してきています。あとは地域の、第三小学校区が7行政区入っていて、第三小学校を核にしながらやっているんですけども。

これを、もう何度も言っていますように、私の今度の4年の任期中に、担当課に言って話を進めてですね。しっかりとした法人格を取っていただいて、行政と対等の立場で、住民福祉についての事業を行える組織を持ってもらいたい。その中で、今、おっしゃっている戸別収集を、ここでボランティアじゃなくてですね。ボランティアじゃなくて、きちんとお金を生む方式。

私、福祉課長もやっていたんですけど、ボランティアというのは本当に崇高な精神でなさっている方々がたくさんいらっしゃるんですけども。その方々はいいんですけども、だんだん高齢化されると、それは長持ちしないですよ。やはり、組織として、その地域の問題解決する団体、組織をつくり上げないことには、高齢化対策にはならない。その中に、このごみの一環もあると思う。

だから、戸別収集に関しては、今、やりますよと言う返事をするのは簡単です。でも、それじゃまちづくりにはならない。役場の職員というのは、この庁舎の中に150人しかいないんです、外部も含めて。人手が足りない分は会計年度任用職員とかでやっている。

さっきから話に出ている、災害が起きたとき、いろんな問題も抱えたときに、この役場の職員は動くわけですよ。そうすると、365日の福祉事業を、この役場の職員だけでやる、役場だけでやるというのは不可能です、これから。

私は、高齢化するのが悪いとは思っていません。高齢化することによって、社会で活躍なさっていたいろんなスキルを持ってきた人たちが、シニアクラブに入っただけのわけですよ。この人たちの持っている能力、知識、これを地域でどんどん発揮してもらおうと。生きがい対策にもなるし、幾ばくかの、極端なことを言うと、地域活動の中で弃当代が出るとかですね。そういったまちづくりをやっていかないと、高齢化の中では無理だろうと思っています。

ですから、この問題だけを捉えて、お答え……。もうどうしてもやるとおっしゃられるのであれば、極端なことを言えば、お金をかければできるんです。ただ、まちづくりから言うと、おっしゃっていることはよく分かります。私もここから、やりましようと言いたいんですけど、この町のまちづくりからいうと、そうじゃないと。第三小学校でやっていることを、この4年間できちんとやって、第一小学校、第二小学校のコミュニティに見ていただいて、将来に備えていただくと。高齢化率が一番高い第三小学校区で、一つのシステムとして成功してもらわないかんわけです。

そうやらないと、恐らく3万人弱の町というのは、その福祉問題だけで立ち枯れすると思います。やっぱり、地域の人たちと行政がスクラムを組んでやるのが一番正しいやり方だと思いますので。全地域でこの話をするわけにはいきませんから、まちづくり課を通じて、第三小学校のコ

コミュニティでプロトタイプとかして、その部分にも予算をつけて、みんなでそういったグループをつくってもらってですよ。やってもらうことに対して正当な対価を払っていくと。町民の人も役場をお願いしてありがとうございますじゃなくて、対等の立場として、まちづくりにどんどん参加してもらおうと。

そうすることによって、高齢化というのはすばらしいまちづくりの資源だということ。だから、高齢化が悪いわけでは何でもありません。少子化は問題ですけど。高齢化はですね、私にとってはもう本当に大きな資源を頂いていると思っておりますので。今日、傍聴に来ていただいている方々は皆さん、これから元気で頑張ってくださいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議員（2番 男澤 一夫） 終わりですよ、質問。

○議長（松山 力弥） はい。もう質問はできません。男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 今、平松町長から言われました。私もその第三小学校区のコミュニティのスポーツ部会の部長として役員に入っているので、なかなか運営が苦しいところではありますが。そのコミュニティにも協力しながらですね、町長の言われるような方向でも進めていきたいと思えます。

あと、もう質問はできないんですけど、提案としましてですね。実際にもう業者の方が二業者入ってあると思うんですけど。そちらのほうと、一度何か、例えばちょっと打合せしてもらってですね。実際に20行政区ある中で、例えば何行政区か試験的に、実際にこれだけ戸別収集したら、これだけ費用がかさんでしまいますよみたいな感じで、試験的にやることはできないだろうかなということを検討してもらえないかなということをご提案いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） これにて一般質問を終結します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時5分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、6月9日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時55分散会

---

議事日程(第3号)

令和4年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第36号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 2 議案第37号 財産の取得について  
日程第 3 議案第41号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第1号)  
日程第 4 議案第42号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第 5 委員会の閉会中の継続調査について  
日程第 6 議員の派遣について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第36号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 2 議案第37号 財産の取得について  
日程第 3 議案第41号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第1号)  
日程第 4 議案第42号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第 5 委員会の閉会中の継続調査について  
日程第 6 議員の派遣について
- 

出席議員(14名)

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	百田輝子
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 志	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明
学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
学 校 教 育 課 参 事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

---

### 日程第1. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、人事院規則19の0の一部を改正する人事院規則が令和4年2月17日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案されたものでございます。

3ページを御覧ください。

新旧対照表で説明いたします。

右側の改正以前の第2条、育児休業することができない職員中、第3号アの（ア）を削除し、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き、在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止します。（イ）を（ア）に、（ウ）を（イ）に繰り上げ、改正以前の任命権者を同じくする職の言い換え規定を改正後の（ア）に移設します。

第17条、部分休業することができない職員では、改正以前の第2号ア、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の規定をなくし、育児休業と同様に、部分休業についても取得要件を緩和します。

第18条、部分休業の承認について、第2項は文言の整理です。

本則の最後に第21条から第23条を追加いたします。

第21条、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等で、職員またはその配偶者が妊娠または出産等の申出をしたときには、職員に対し育児休業制度についてお知らせし、育児休業の意向を確認するための面談などを行うこと。

また育児休業を申し出たことを理由に、職員が不利益な取扱を受けないよう規定しています。

第22条、勤務環境の整備に関する措置では、職員に対して育児休業に関する研修を行うこと、



育児休業に関する相談体制を整備すること、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じることを規定しています。

第23条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしています。

2ページに戻っていただきまして、附則でこの条例は、公布の日から施行するとしています。

質疑として、男性の育休取得者の有無を問うものがありました。

回答として、昨年、1人の取得者があったということでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第37号財産の取得についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） おはようございます。

議案第37号財産の取得について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

財産を取得することについて須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、遠隔授業対応大型提示装置55台、取得の方法、指名競争入札、取得価格、2,090万円、契約の相手方、大阪府大阪市淀川区西中島5の5の15、ジェイズ・コミュニケーション株式会社西日本ビジネスユニット長上村達也。

提案理由として、大型提示装置の各小中学校の普通学級全てに整備することで、加速化するICT教育への対応に加え、校務面での効果的な活用を促進するために提案するものです。

今回は、令和2年度の購入で入替えができなかったものについて実施するものです。

故障し使用できなくなったものや、65インチ以下のモニターの入替えを行います。

質疑として、設置する台数の内訳との質疑に、第一小学校16台、第二小学校15台、第三小

学校15台、須恵中学校9台との答弁がありました。

入れ替えるモニターについて廃棄するかとの質疑に、公共施設に使えるかどうか、今、調査している。使えるものについては使っていきたい。廃棄は極力少なくしたいとの答弁がありました。

タブレットを持ち帰って使用できるかとの質疑に、基本的に持ち帰りは認めていないが、学級閉鎖になったとき活用するとの答弁がありました。

タブレット大型提示装置で授業はさらに行っているかとの質疑に、学級閉鎖になったときは授業も若干行うが、健康観察、プリントを渡しての学習指導が主で、朝夕程度の頻度での使用であるとの答弁がありました。

大型提示装置は全ての教室に設置されることになるかとの質疑に、普通学級には全ての教室に入るが、特別学級については、予算計上時以降にクラスが増加したため、不足しているが人数も少ないので、移動することにより対処するとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第37号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第41号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第41号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,331万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億2,331万

3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債補正第2条、地方債の変更は、第2表地方債の補正によるとしています。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑では、2款総務費において特別職報酬等審議会委員、費用弁償について人選、活動時期の質疑に、人選についてはまだ決まっていないが、職員以外の公的活動をしている方をお願いをする。開催時期は9月ぐらいからの予定との回答でした。

3款民生費において、非課税世帯の臨時特別給付金の件数、交付時期、前回既に交付済の世帯への交付についての質疑に、対象件数1,000世帯、令和4年8月に交付を予定しており、令和3年度非課税世帯で既に給付された世帯には、今回の給付はありません。給付については1回のみですとの回答でした。

子育て世帯生活支援特別給付金の給付時期の質疑に、独り親世帯は6月下旬給付、二人親で非課税世帯は7月上旬にお知らせし、7月下旬に給付、家計急変世帯については、申請後、8月末を予定しております。

その後の申請分については、月末に支払う予定ですとの回答でした。

また、給付金などの振込チェック機能についての質疑に、複数人による二重チェックを行っているとの回答でした。

9款消防費では、新型コロナウイルス対策事業の食料支援の質疑に、トライアルに依頼し、300食を予定しており、1食370円程度で職員が買い出しし、3日分を身近に支援してくれる人がいないコロナ陽性者にお渡しするとの回答でした。

10款教育費では、保育士処遇改善についての質疑に、国の方針で国からの補助金です。割合で支給され、1人当たり9,000円程度アップするようになりますとの回答でした。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第41号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第41号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第42号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第42号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億372万5,000円とするものです。

第2項で款項の区分の金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

4款1項県補助金72万5,000円の増額補正は、傷病手当金特別調整県交付金の追加でございます。

続いて、8ページ、9ページの歳出です。

2款6項傷病手当金72万5,000円の増額補正は、歳入の特別調整県交付金と同額の増額補正で、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の補正です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第42号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査について議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より福岡地区水道企業団水道用水供給事業及び消防訓練活動について、文教厚生委員会より須恵町の史跡・文化財（第二小学校区）について、また常任委員会合同により防災減災設備について。以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

---

#### 日程第6. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここで、お諮りします。

本会議中、誤読などにより字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

何か、いいですか。

以上で、6月定例会の全日程を終了しました。本会議終了後、10時30分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。

令和4年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時21分閉会

---

# 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 5 番 藤 野 正 剛

署名議員 6 番 川 口 満 浩